

消防職員のサングラス着用について

那賀消防組合消防本部では、消防活動時における職員の安全確保を目的として必要に応じてサングラスを着用します。

車両運転時や水難救助活動、はしご車やドローンの操作時など、直射日光や太陽光の反射によって視界が妨げられる恐れがある場合には、事故防止及び太陽光の紫外線から隊員の目を守る対策として、サングラスを着用することがあります。

また活動の安全管理を担う隊長なども必要に応じてサングラスを着用して消防活動を行う場合があります。

サングラスの着用は十分な視界を確保し、安全かつ確実な消防活動を行うための対策の一つです。

職員の安全確保と円滑な消防活動へのご理解とご協力をよろしくお願い致します。



安全な消防活動を行うために



サングラスを着用することがあります。



【 お問い合わせ先 】
那賀消防組合消防本部 警防課
TEL : 0736-61-1793
FAX : 0736-63-0819
e-mail : keibo@naga119.gr.jp